

山梨市国民保護計画

資料編

〔目 次〕

〔関係機関等〕	1
○関係機関連絡先一覧	1
○応援協定締結先連絡担当部署一覧	4
○山梨市国民保護協議会委員名簿一覧	6
〔救援施設等〕	7
○指定避難施設一覧	7
○防災倉庫備蓄品一覧	9
○水防備蓄資材一覧	10
○関係医療機関一覧	11
○飛行場外離着陸場等一覧	12
○ヘリコプター主要発着場一覧	12
○自衛隊宿泊予定施設一覧	13
○応急仮設住宅建設候補地一覧	13
〔消防関係〕	15
○支所別危険物施設設置状況一覧	15
○県・市営団地等への供給業者一覧	15
〔様 式〕	16
○安否情報関係様式	16
○被災情報の報告様式	21
〔条 例 等〕	22
○山梨市国民保護協議会条例	22
○山梨市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	23
○救援の程度及び方法の基準	25
〔そ の 他〕	32
○火災・災害等即報要領	32
○特殊標章及び身分証明書	51
○用 語 集	52
○避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）	59
○避難実施要領のイメージ	77

〔関係機関等〕

○関係機関連絡先一覧

1 市

機 関 名	所 在 地	県防災行政無線 (衛星系)	電話番号	F A X 番号
山梨市役所	山梨市小原西843	205	0553—22—1111	0553—23—2800
〃 総務課	〃	—	0553—20—1211	
牧丘支所	〃 牧丘町窪平350	302	0553—35—3111	0553—35—3733
三富支所	〃 三富川浦262	303	0553—39—2121	0553—39—2138
山梨市立牧丘病院	〃 牧丘町窪平302—2	—	0553—35—2025	0553—35—4434

2 県

機 関 名	所 在 地	県防災行政無線 (衛星系)	電話番号	F A X 番号
県総務部消防防災課	甲府市丸の内1—6—1	200—2513	055—223—1430	055—223—1429
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239—1	300—2022	0553—20—2704	0553—20—2705
峡東建設事務所	〃	300—7006	0553—20—2710	0553—20—2719
峡東農務事務所	〃	300—5006	0553—20—2706	0553—20—2709
峡東林務環境事務所	〃	300—6006	0553—20—2720	0553—20—2728
峡東保健福祉事務所 (峡東保健所)	山梨市下井尻126—1	300—3040	0553—20—2750	0553—20—2754
広瀬・琴川ダム事務所広瀬 ダム管理課	〃 三富上釜口篠平1178 —1	306	0553—39—2411	0553—39—2413
笛吹川水系発電管理事務所	〃 塩山藤木2043	309	0553—32—2334	0553—33—5982
雁坂トンネル有料道路管理 事務所	山梨市三富川浦1820—65	308	0553—39—2330	0553—20—4020
山梨県病虫害防除所	甲斐市下今井1100	—	0551—28—2496	0551—28—4909
山梨県東部家畜保健衛生所	笛吹市石和町唐柏1000—1	—	055—262—3166	055—262—3108
山梨県教育委員会	甲府市丸の内1—6—1	200—8055	055—223—1741	055—223—1744
峡東教育事務所	甲州市塩山上塩後1239—1	300—8005	0553—20—2730	0553—20—2733

3 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
総務省消防庁応急対策室	千代田区霞が関2—1—2	03—5253—7550	03—5253—7543

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1—10—1	055—252—8898	055—252—0801
〃 笛吹川出張所	笛吹市石和町八田114	055—262—2821	055—263—5420
甲府地方気象台	甲府市飯田4—7—29	055—222—9101	055—222—9101
山梨農政事務所	〃 丸の内3—5—9	055—226—6611	055—237—4452
山梨森林管理事務所	〃 宮前町7—7	055—253—1336	055—252—9935

5 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝気3—21—15	055—237—0554	055—221—2556
東京電力パワーグリッド(株)	〃 住吉5—15—1	勤務時間内	055—241—8943
山梨総支社		055—215—5110	
		勤務時間外	
		0120—995—882	
日本放送協会甲府放送局	〃 飯田3—10—20	055—222—1313	055—222—0610
日本赤十字社山梨県支部	〃 池田1—6—1	055—251—6711	055—254—0351
山梨郵便局	山梨市小原西1043	0553—22—0160	0553—23—2981
牧丘郵便局	〃 牧丘町窪平267—5	0553—35—2001	0553—35—3241
三富郵便局	〃 三富下荻原358	0553—39—2001	0553—39—2145
東日本旅客鉄道(株)山梨市駅	〃 上神内川1561	0553—22—8915	0553—22—8915
〃 東山梨駅	〃 三ヶ所192	—	—

6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(社)山梨県医師会	甲府市丸の内2—32—11	055—226—1611	055—226—1614
(一社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000—7	055—262—5561	055—263—2036
(社)山梨県エルピーガス協会	甲府市宝1—22—11	055—228—4171	055—228—4173

7 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
日下部警察署	山梨市北261	0553—22—0110	0553—22—0110
〃 山梨市駅前交番	〃 上神内川1955	0553—22—0415	本署にて切換
〃 落合警察官駐在所	〃 落合1	0553—22—2049	〃
〃 東山梨駅前交番	〃 上之割184—5	0553—22—3406	〃
〃 日川警察官駐在所	〃 歌田1	0553—22—0749	〃
〃 牧丘警察官駐在所	〃 牧丘町窪平267—3	0553—35—2110	〃
〃 牧平警察官駐在所	〃 牧丘町牧平460—1	0553—35—2328	〃
〃 三富警察官駐在所	〃 三富下釜口258—1	0553—39—2039	〃

8 消防

機 関 名	所 在 地	県防災行政無線 (衛星系)	電話番号	F A X 番号
東山梨消防本部	甲州市塩山西広門田385	307—330	0553—32—0119	0553—32—3240
〃 山梨消防署	山梨市小原西100—1	—	0553—22—0119	0553—22—6481
〃 牧丘分署	〃 牧丘町室伏37—1	—	0553—35—3119	0553—35—3119

9 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊東部方面總監部	東京都練馬区大泉学園町	048—460—1711
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草3093	0555—84—3135
航空自衛隊中部航空方面隊	埼玉県狭山市稲荷山2—3	042—953—6131
自衛隊山梨地方協力本部	甲府市北新1—7—9	055—253—1591

10 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
峡東地域広域水道企業団	山梨市牧丘町柚口2135	0553—35—4391	0553—35—3609
東山梨行政事務組合（東山聖苑）	” 小原西562	0553—20—8130	0553—22—6821
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾1440—1	055—266—7744	055—266—7745

11 その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
フルーツ山梨農業協同組合本所	甲州市塩山上塩後1100	0553—32—6500	0553—32—6509
山梨市商工会	” 上神内川1202	0553—22—0806	0553—23—1529
牧丘三富商工会	” 牧丘町窪平267	0553—35—2250	0553—35—4426
峡東森林組合	甲州市塩山赤尾512—1	0553—33—2901	0553—33—3903
山梨市建設協力会	—————	—————	—————
山梨市社会福祉協議会	” 小原西843—4	0553—22—8755	0553—22—8756
笛吹川沿岸土地改良区	” 小原西720	0553—22—2469	0553—22—7627
山梨市医師会	—————	0553—22—1008	0553—22—1008
山梨市歯科医師会	—————	—————	—————
山梨CATV(株)	” 上神内川1230	0553—22—6822	0553—23—1471

○応援協定締結先連絡担当部署一覧

1 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書に係る連絡担当部署

市名	担当部署	直通電話番号	ファックス番号
甲府市	危機管理室 防災課	055-237-5331	055-237-9911
富士吉田市	企画部 安全対策課 防災担当	0555-22-9070	0555-22-0703
都留市	総務部 総務課 行政防災室	0554-46-0111	0554-43-5049
大月市	総務部 総務管理課 法制・防災担当	0554-23-8009	0554-23-1216
韮崎市	総務課 防災交通担当	0551-22-1111 内線320	0551-22-8479
南アルプス市	総務部 防災危機管理室	055-282-6494	055-282-1112
甲斐市	総務部 防災危機管理課	055-278-1676	055-276-7215
笛吹市	総務部 防災危機管理課	055-261-2021	055-262-4115
北杜市	総務部 地域課 消防防災担当	0551-42-1232	0551-42-1122
上野原市	総務部 総務課 行政防災担当	0554-62-3117	0554-62-5333
山梨市	総務課 危機管理対策担当	0553-20-1211	0553-23-2800
甲州市	総務課 行政防災担当	0553-32-5041	0553-32-1818
中央市	総務部危機管理室 危機管理担当	055-274-8519	055-274-7130

2 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書に係る連絡担当部署

	市名	担当部署	直通電話番号	ファックス番号
東京 ブ ロ ッ ク	八王子市	生活安全部 防災課	0426-20-7207	0426-21-1298
	立川市	市民生活部 防災課	042-523-2561	042-521-2568
	府中市	環境安全部 防災課	042-335-4098	042-335-6395
	調布市	総務部 防災安全課	0424-81-7346	0424-85-0741
	日野市	総務部 総務課	042-585-1111	042-587-5666
		総務部 防災課	042-585-1100	
国立市	総務部 地域防災課	042-576-2111 内線348、349	042-576-0264	
山 梨 ・ 長 野 ブ ロ ッ ク	甲府市	危機管理室 防災課	055-237-5331	055-237-9911
	諏訪市	企画部 企画調整課	0266-52-4141 内線322	0266-57-0660
	山梨市	総務課 危機管理対策担当	0553-20-1211	0553-23-2800
	大月市	総務部 総務管理課	0554-22-2111 内線221	0554-23-1216
	韮崎市	総務課 総務室 防災交通担当	0551-22-1111 内線320	0551-22-8479
	茅野市	総務部 庶務課	0266-72-2101 内線131	0266-72-9040

3 大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書に係る連絡担当部署

市名	担当部署	直通電話番号	ファックス番号
飯山市	総務部 危機管理防災課	0269—62—3111 内線330	0269—62—5990

4 山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書に係る連絡担当部署

市名	担当部署	直通電話番号	ファックス番号
甲州市	総務課 行政防災担当	0553—32—5041	0553—32—1818
笛吹市	総務部 防災危機管理課	055—262—4111	055—262—4115
山梨市	総務課 危機管理対策担当	0553—20—1211	0553—23—2800

5 災害時における山梨郵便局、山梨市間の協力に関する覚書に係る連絡担当部署

事業所名	担当部署	直通電話番号	ファックス番号
山梨郵便局	総務課	0553—22—0160	0553—23—2981

6 大規模な災害等発生時における応援に関する協定連絡先

協定締結先	直通電話番号	ファックス番号
山梨ロータリークラブ	0553—23—6661	0553—23—6662

7 災害時における被害家屋状況調査に関する協定に係る連絡先

事業所名	直通電話番号	ファックス番号
山梨県土地家屋調査士会	055—228—1311	055—228—1312
公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	055—228—1515	

○山梨市国民保護協議会委員名簿一覧

平成29年 2月16日現在

NO	区 分	役 職 名	備 考
	会 長	山梨市長	
1	1号委員	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所長	指定地方行政機関の職員
2	〃	気象庁甲府地方気象台次長	〃
3	2号委員	陸上自衛隊第1特科隊長	自衛隊に所属する者
4	3号委員	山梨県峡東地域県民センター所長	都道府県の職員
5	〃	日下部警察署長	山梨県警察の警察官
6	4号委員	山梨市助役	市の助役
7	5号委員	山梨市教育委員会教育長	市の教育委員会の教育長
8	〃	東山梨消防本部消防長	市の区域を管轄する消防長
9	6号委員	山梨市総務課長	市の職員
10	7号委員	山梨郵便局長	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
11	〃	東日本旅客鉄道(株)山梨市駅長	〃
12	〃	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社 渉外担当課長	〃
13	〃	N T T 東日本山梨支店設備部 災害対策室長	〃
14	〃	(社)山梨県エルピーガス協会 日下部支部長	〃
15	〃	(一社)山梨県トラック協会峡東副支部長	〃
16	8号委員	山梨市区長会長	知識又は経験を有する者
17	〃	山梨市医師会長	〃
18	〃	峡東看護研究会長	〃
19	〃	J A フルーツ山梨農業協同組合長	〃
20	〃	山梨市消防団長	〃
21	〃	山梨市商工会長	〃
22	〃	山梨市女性団体連絡協議会長	〃
23	〃	山梨市社会福祉協議会長	〃
24	〃	山梨市赤十字奉仕団委員長	〃
25	〃	山梨市建設協力会長	〃
26	〃	山梨市水道組合長	〃
27	〃	山梨市電設協力会長	〃

〔救援施設等〕

○指定避難施設一覧

番号	施設				管理する担当窓口			避難施設の積		保有設備					構造		避難場所としての指定	災害対策基本法上の指定の有無	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	備考		
	名称	所在地	連絡先 (市外局番：0553)		管理者名	連絡先 (市外局番：0553)		屋内面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ						コンクリート造(RCを含む)	階数
			電話	FAX		名称	電話																
1	山梨市立加納岩小学校	下神内川123番地2	22-0163	22-9920	市教育委員会	学校教育課	23-5355	23-5357	5,030	8,061	○	○	○	×	×	×	○	F3	○	○	○		
2	山梨市立日下部小学校	小原東305番地	22-0149	22-9921	市教育委員会	学校教育課	23-5355	23-5357	4,502	8,960	○	○	○	×	×	×	○	F3	○	○	○		
3	山梨市立八幡小学校	北1900番地1	22-0117	22-9928	市教育委員会	学校教育課	23-5355	23-5357	3,404	6,113	○	○	○	×	×	×	○	F3	○	○	○		
4	山梨市立堀之内小学校	堀内1936番地	22-0114	22-9929	市教育委員会	学校教育課	23-5355	23-5357	2,455	3,456	○	○	○	×	×	×	○	F3	○	○	○		
5	山梨市立山梨小学校	落合1番地7	22-2016	22-9926	市教育委員会	学校教育課	23-5355	23-5357	4,275	7,685	○	○	○	×	×	×	○	F3	○	○	○		
6	山梨市立日川小学校	歌田140番地1	22-0742	22-9925	市教育委員会	学校教育課	23-5355	23-5357	3,522	8,171	○	○	○	×	×	×	○	F3	○	○	○		
7	山梨市立後屋敷小学校	三ヶ所877番地	22-0079	22-9924	市教育委員会	学校教育課	23-5355	23-5357	3,710	2,113	○	○	○	×	×	×	○	F3	○	○	○		
8	山梨市立岩手小学校	東1737番地1	22-1009	22-9931	市教育委員会	学校教育課	23-5355	23-5357	2,533	7,499	○	○	○	×	×	×	○	F3	○	○	○		
9	山梨市立山梨南中学校	下石森376番地	22-0173	22-9934	市教育委員会	学校教育課	23-5355	23-5357	6,481	22,769	○	○	○	×	×	×	○	F3	○	○	○		
10	山梨市立山梨北中学校	小原東359番地1	22-0200	22-9935	市教育委員会	学校教育課	23-5355	23-5357	6,466	22,535	○	○	○	×	×	×	○	F3	○	○	○		
11	市民会館	万力1830番地	22-9611	20-1199	市長	生涯学習課	22-9611	20-1199	5,822		○	×	○	○	○	○	○	F4	○	○	○		
12	加納岩公民館	上神内川387番地1	23-2871	23-2871	市長	生涯学習課	22-9611	20-1199	773		○	○	○	○	×	×	○	F2	○	×	○		
13	日下部公民館	小原東577番地	23-2872		市長	生涯学習課	22-9611	20-1199	654		○	○	○	○	×	×	○	F2	○	×	○		
14	八幡公民館	市川1220番地	23-2876		市長	生涯学習課	22-9611	20-1199	633		○	○	○	○	×	×	○	F2	○	×	○		
15	山梨公民館	落合1番地7	23-2875	23-2875	市長	生涯学習課	22-9611	20-1199	616		○	○	○	○	×	×	○	F2	○	×	○		
16	日川公民館	歌田596番地	23-2874		市長	生涯学習課	22-9611	20-1199	570		○	○	○	○	×	×	○	F2	○	×	○		
17	後屋敷公民館	三ヶ所870番地1	23-2873	23-2873	市長	生涯学習課	22-9611	20-1199	554		○	○	○	○	×	×	○	F2	○	×	○		
18	岩手公民館	東1734番地1	23-2877		市長	生涯学習課	22-9611	20-1199	522		○	○	○	○	×	×	○	F2	○	×	○		
19	山梨市宮花かげの湯	牧丘町窪平453番地1	35-4126		市長	観光課	39-2121	39-2138	1,092	900	○	○	○	○	×	○	○	F2 B1	○	○	○		
20	山梨市牧丘町保健センター	牧丘町窪平56番地	35-4600		市長	保健課	22-1111	23-2800	600	1,564	○	×	○	○	×	○	○	F2	○	○	○		
21	山梨市立笛川中学校	牧丘町窪平1100番地	35-2204	35-3110	市教育委員会	学校教育課	23-5355	23-5357	4,968	14,569	○	○	○	×	×	×	○	F4	○	×	○		

22	山梨市立牧丘第一小学校	牧丘町窪平1200番地	35—2015	35—3292	市教育委員会	学校教育課	23—5355	23—5357	4,008	6,289	○	○	○	×	×	×	×	×	○	F 3	○	×	○	
23	道の駅花かげの郷きおか	牧丘町室伏2120番地	35—4780		市長	観光課	39—2121	39—2138		7,000	○	×	○	○	○	×	○	○	○	F 1	○	○	○	
24	山梨市立袖口保育所	牧丘町袖口1474番地			市長	福祉事務所	22—1111	23—2800	437		○	×	○	×	×	×	×	○	○	F 1	○	×	×	休所
25	山梨市立牧丘第二小学校	牧丘町倉科5938番地2	35—2101	35—3931	市教育委員会	学校教育課	23—5355	23—5357	2,462	6,824	○	○	○	×	×	×	×	○	○	F 3	○	×	×	
26	中牧多目的集会施設	牧丘町西保下2230番地	35—3716		市長	生涯学習課	22—9611	20—1199	589		○	×	○	×	×	×	×	○	○	F 2	○	○	○	
27	コミュニティ広場	牧丘町西保下1110番地			市長	生涯学習課	22—9611	20—1199		847	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	
28	オーチャードヴィレッジ・フフ	牧丘町倉科7190番地	35—4422		市長	観光課	39—2121	39—2138	556	15,000	○	○	○	○	○	×	○	×	×	F 2	○	×	○	
29	山梨市立西保保育所	牧丘町西保中1943番地	35—3576		市長	福祉事務所	22—1111	23—2800	310		○	×	○	×	×	×	×	○	○	F 1	○	×	○	
30	山梨市立牧丘第三小学校	牧丘町牧平16番地	35—2212	35—3930	市教育委員会	学校教育課	23—5355	23—5357	2,325	4,110	○	○	○	×	×	×	×	○	○	F 3	○	×	○	
31	山梨市立牧丘第一小学校柳平分校	牧丘町柳平43番地	35—4379	35—4379	市教育委員会	学校教育課	23—5355	23—5357	180	3,744	○	○	○	×	×	×	×	○	○	F 2	○	×	×	
32	山梨市立三富保育所	三富下荻原120番地	39—2034		市長	福祉事務所	22—1111	23—2800	500		○	×	○	×	×	×	×	○	○	F 1	○	×	○	
33	山梨市立三富小学校	三富下釜口165番地1	39—2007	39—2079	市教育委員会	学校教育課	23—5355	23—5357	2,459	7,872	○	○	○	×	×	×	×	○	○	F 3	○	×	○	
34	徳和地区多目的集会施設	三富徳和628番地	39—2623		市長	生涯学習課	22—9611	20—1199	264		○	×	○	×	×	×	×	○	○	F 2	○	×	○	
35	三富基幹集落センター	三富川浦262番地	39—2131		市長	生涯学習課	22—9611	20—1199	770		○	×	○	×	×	×	×	○	○	F 2	○	×	○	
36	川浦公民館	三富川浦1394番地	39—2744		市長	生涯学習課	22—9611	20—1199	232	2,700	○	×	○	×	×	×	×	○	○	F 1	○	×	○	
37	広瀬地区集会所	三富川浦1819番地の189	39—2390		市長	生涯学習課	22—9611	20—1199	50		○	×	○	×	×	×	×	○	○	F 1	○	×	○	
38	山梨県立日川高等学校	一町田中1062番地	22—2321	22—7121	県教育委員会	県教育委員会	(055) 237—1111		19,089	24,467	○	○	○	○	○	○	○	○	○	F 4	○	○	○	
39	山梨県立ろう学校	大野1009番地	22—1378	22—6419	県教育委員会	県教育委員会	(055) 237—1111				○	○	○	○	○	○	○	○	○	F 4	○	○	○	

○防災倉庫備蓄品一覧

平成29年3月現在

設置場所	発電機	浄水機	毛布	コードリール	ヘルメット
	台	台	枚	台	個
加納岩小学校 (下神内川7区)	3	3	56	1	50
日下部小学校 (小原東6区)	3	3	86	1	50
八幡小学校 (北区)	2	3	86	1	50
堀之内小学校 (堀内区)	2	2	106	1	50
山梨小学校 (落合区)	3	3	86	1	50
日川小学校 (歌田区)	4	3	106	1	50
後屋敷小学校 (下新町区)	4	3	106	1	47
岩手小学校 (久保区)	3	2	106	1	50
山梨南中学校 (下石森区)	4	3	136	1	80
山梨北中学校 (小原西3区)	3	3	130	1	80
日川高校 (一町田中区)	1	1	50	1	30
加納岩公民館 (上神内川6区)	1	1	90	0	30
八幡公民館 (市川区)	1	1	50	0	25
山梨公民館 (正徳寺区)	1	1	50	0	30
牧丘第三小学校 (牧平区)	1	1	30	1	15
中牧多目的集会施設 (東部区)	1	1	20	1	10
花かげの湯 (替地区)	1	1	30	1	15
三富保育所 (下荻原)	1	1	10	1	5
徳和地区多目的集会施設 (徳和区)	1	1	10	1	5
三富小学校 (下南区)	0	0	0	0	0
市民三富スポーツ広場 (下南区)	0	0	0	0	0
山梨市役所三富庁舎倉庫 (川浦1区)	0	0	0	0	0
三富川浦スポーツ広場 (川浦2区)	0	0	0	0	0
広瀬地区集会所 (川浦2区)	0	0	0	0	0
合計	40	37	1,344	16	722

○水防備蓄資材一覧

番号	所管別	管理責任者	位置	備蓄資材											その他
				土木器具 丁	発電機 式	丸木 本	木材(杭) 本	空俵袋類 枚	ビニール 枚	ビニール 巻	ビニール 本	蛇籠 本	鉄線 kg	釘 kg	
1	加納岩	加納岩水防分団	上神内川 加納岩病院西	36	1	45	50	400	3	3	7	10	100	4	
2	日下部	日下部水防分団	七日市場 八幡橋東詰	45	1	15	40	400	5	2	4	2	100	8	鉄線籠 20本 毛布等 100枚
3	八幡	八幡水防分団	北 八幡橋北	47	1	25	50	200	6	1	1	13	100	4	鉄線籠 10本
4	山梨	山梨水防分団	万力 万力公園内	50	1	65	50	550	10	1	1		150	4	鉄線籠 50本 縄 7本 ホース 10巻
5	日川	日川水防分団	下栗原 新日川橋東	45	1	70	30	200	5	1	1	10	200	4	鉄線籠 15本
6	日川	日川水防分団	歌田 重川橋東	15	1		10	200	5	10		3	5		
7	後屋敷	後屋敷水防分団	東後屋敷 清水橋西	61	1	25	60	400	4	3	4		150	4	鉄線籠 10本
8	岩手	岩手水防分団	東 岩手小学校東	30	1	20	50	200	10	4	4	6	100	4	鉄線籠 15本
9	牧丘	牧丘水防分団	牧丘町窪平 牧丘支所	50	1		200	1000	20	3	5				
10	三富	三富水防分団	三富川浦 三富支所	25	1		50	500	5	2	2				
11	山梨市	山梨市	小原西 市役所西	53	1	5	150	3000	10	8	8		50	8	

○関係医療機関一覧

1 災害拠点病院等

区分	医療機関名	一般 病床数	所在地	電話番号	FAX番号
基幹災害 拠点病院	山梨県立中央病院	669	甲府市 富士見1-1-1	(055) 253-7111	(055) 253-8011
基幹災害 支援病院	山梨大学医学部附 属病院	560	中央市 下河東1110	(055) 273-1111	(055) 273-7108
〃	山梨赤十字病院	214	富士河口湖町 船津6663-1	(0555) 72-2222	(0555) 73-1385
地域災害 拠点病院	山梨厚生病院	339	山梨市 落合860	(0553) 23-1311	(0553) 23-0168
地域災害 支援病院	加納岩総合病院	160	山梨市 上神内川1309	(0553) 22-2511	(0553) 23-1872
〃	塩山市民病院	120	甲州市 塩山西広門田433-1	(0553) 32-5111	(0553) 32-5115
〃	甲州市立勝沼病院	51	甲州市 勝沼町勝沼950	(0553) 44-1166	(0553) 44-2906
〃	山梨市立牧丘病院	30	山梨市 牧丘町窪平302-2	(0553) 35-2025	(0553) 35-4434

2 第一種感染症指定医療機関

医療機関名	病床数	所在地	電話番号	FAX番号
山梨県立中央病院	2	甲府市富士見1-1-1	(055) 253-7111	(055) 253-8011

3 第二種感染症指定医療機関

医療機関名	病床数	所在地	電話番号	FAX番号
独立行政法人国立病院機 構甲府病院	6	甲府市天神町11-35	(055) 253-6131	(055) 251-5597

- 注1 一種感染症指定医療機関：一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、SARS、痘そう）及び二類感染症に対応
- 2 二種感染症指定医療機関：二類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性灰白髄炎、ジフテリア）に対応

4 救命救急センター

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号
山梨県立中央病院救命救急センター	甲府市富士見1-1-1	(055) 253-7111	(055) 253-8011

5 血液センター

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号
山梨県赤十字血液センター	甲府市池田1-6-1	(055) 251-5891	(055) 252-1203

○飛行場外離着陸場等一覧

平成29年3月1日現在

市町村名	場 外 離 着 陸 場	緊 急 離 着 陸 場
山 梨 市	広瀬ダム公園	笛吹川フルーツ公園駐車場、下石森重川河川敷、山梨市民総合体育館駐車場、 笛川中学校グラウンド 、 牧丘第一小学校柳平分校グラウンド

太字は避難場所指定地

○ヘリコプター主要発着場一覧

指定区分	所 属 地		ヘリポート等の名称	施 設 管 理 者 又 有 者	施 設 規 模			広 (幅×長さ) さ	消 防 署 (所) の 間 隔 (分)
	市町村名	住 所			大 型	中 型	小 型		
山 梨 市	山 梨 市	上神内川189-1	加納岩小学校校庭	学 校 長			○	74×100	5
	"	小原東305	日下部小学校校庭	"			○	69×127	9
	"	三ヶ所877	後屋敷小学校校庭	"			○	60×81	13
	"	歌田143	日川小学校校庭	"	○			80×118	7
	"	落合3	山梨小学校校庭	"		○		75×90	10
	"	北1889	八幡小学校校庭	"		○		75×80	10
	"	堀内1936	旧堀之内小学校校庭	"			○	45×85	12
	"	東1760	岩手小学校校庭	"			○	60×90	12
	"	下石森287	山梨南中学校校庭	"	○			105×160	6
	"	小原東359	山梨北中学校校庭	"	○			110×170	7
	"	江曾原	市民スポーツ広場	市 長	○			100×75	10
	"	一町田中1062	日川高校校庭	学 校 長	○			100×75	6
	"	"	日川高校第2グラウンド	"	○			95×120	7
	"	上神内川194	山梨高校校庭	"		○		80×80	5
	"	大野1009	ろう学校校庭	"		○		100×50	7
○	"	牧丘町窪平1100	笛川中学校校庭	"	○			90×110	12
	"	牧丘町倉科5938-2	旧牧丘第二小学校校庭	"			○	40×60	
○	"	牧丘町牧平16	旧牧丘第三小学校校庭	"			○	80×40	20
	"	牧丘町柳平43	柳平分校校庭	"			○	45×45	40
○	"	三富下釜口447	三富スポーツ広場	教 育 長	○			100×60	15

	○	〃	三富川浦1394	三富川浦スポーツ広場	〃			○	40×60	20
	○	〃	三富徳和948	三富徳和スポーツ広場	〃			○	60×50	20

○自衛隊宿泊予定施設一覧

市町村名	名 称	所 在 地	宿泊可能人員	備 考
山 梨 市	山梨市働く婦人の家	山梨市上神内川1348	90	
〃	山梨高校体育館	〃 上神内川194	300	
〃	日川高校体育館	〃 一町田中1067	300	
〃	山梨北中学校体育館	〃 小原東359	300	
〃	山梨南中学校体育館	〃 下石森287	300	
〃	日下部小学校体育館	〃 小原東305	100	
〃	八幡小学校体育館	〃 北1889	100	
〃	旧堀之内小学校体育館	〃 堀内1936	80	
〃	山梨小学校体育館	〃 落合 3	150	
〃	日川小学校体育館	〃 歌田143	150	
〃	岩手小学校体育館	〃 東1760	80	
〃	後屋敷公民館	〃 三ヶ所870—1	20	
〃	加納岩公民館	〃 上神内川387—1	100	
〃	八幡公民館	〃 市川1220	100	
〃	日川公民館	〃 歌田596	30	
〃	日下部公民館	〃 小原東577	120	
〃	西保多目的集会施設	〃 牧丘町牧平36—1	100	
〃	旧牧丘町総合会館	〃 牧丘町窪平477	50	
〃	旧三富小学校	〃 三富下釜口165—1	370	
〃	川浦公民館	〃 三富川浦1394	290	

○応急仮設住宅建設候補地一覧

建設候補地	所 在 地	土地所有者	面 積	建設戸数	特記事項
山梨市民総合体育館軽 スポーツ広場	山梨市上石森701番地	市有地	m ² 5,404	戸 24	市道沿い
市民小原スポーツ広場 (セレスティカ跡地)	〃 小原西843番地 1		10,125	112	市道沿い
市民スポーツ広場	〃 江曾原1220番地		9,324	80	市道沿い
YLO会館東側駐車場	〃 牧丘町窪平447番地		2,820	25	市道沿い
替地公園	〃 牧丘町窪平938番地		745	6	市道沿い
オーチャード公園	〃 牧丘町倉科6968番地11		4,250	49	農道沿い

オーチャード駐車場	〃 牧丘町倉科7187番地 1		880	7	農道添い
徳和スポーツ広場	〃 三富徳和844番地		3,700	21	県道沿い

〔消防関係〕

○支所別危険物施設設置状況一覧

平成29年3月1日現在

製造所等の別 所管	計	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所			
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所 (セル フを 含む)	小 一 般 取 扱 専 用 所	一 般 取 扱 所
山 梨 支 所	119	—	75	7	4	1	46	17	—	44	29	7	8
牧 丘 支 所	26	2	15	2	1	2	7	2	1	9	8	—	1
三 富 支 所	10	—	8	—	—	1	7	—	—	2	1	—	1
合 計	155	2	98	9	5	4	60	19	1	55	38	7	10

○県・市営団地等への供給業者一覧

平成29年3月現在

事 業 者 名	供給地点群名	地点数	所 在 地
山 光 石 油 (株)	県 営 ぬ く も り 団 地	157	山梨市上之割地内
日 東 物 産 (株)	山梨市営住宅日川宿舎	90	〃 一町田中200
関 東 グ ロ リ ア ガ ス (株)	小 原 東 宿 舎	80	〃 小原東83—1
	県 営 東 山 梨 団 地	110	〃 小原東字東反保
	雇用促進小原第二宿舎	80	〃 小原東字南反保993—2
	山 梨 市 営 大 野 団 地	90	〃 大野字明三田990
(株) ミ ツ ウ ロ コ	山 梨 市 営 小 原 団 地	120	〃 小原東720

〔様 式〕

○安否情報関係様式

様式第 1 号

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注 1） 本収集は、国民保護法第94条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号

安否情報照会書

年 月 日		
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申請者 住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○被災情報の報告様式

年 月 日に発生した○○○による被害（第 報）

年 月 日 時 分
山 梨 市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 - (1) 発生日時 平成 年 月 日
 - (2) 発生場所 ○○市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

〔 条 例 等 〕

○山梨市国民保護協議会条例

平成18年3月28日

条 例 第 4 号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、山梨市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事30人以内を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○山梨市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月28日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び第183条において準用する法第31条の規定に基づき、山梨市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 山梨市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、山梨市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

- 2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を掌理する。
- 3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、山梨市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 山梨市国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に山梨市国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）及び山梨市国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、山梨市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○救援の程度及び方法の基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に
関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成25年10月1日)

(内閣府告示第229号)

改正 平成26年 3月31日内閣府告示第 20号

同 27年 3月31日同 第 45号

同 28年 3月31日同 第113号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成25年10月1日から適用する。

(救援の程度及び方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり320円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算

することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は266万円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり320円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、266万円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,110円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	53,000円	7,800円
冬季	30,400円	39,500円	55,000円	64,300円	80,900円	11,100円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
- ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

- 3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人210,400円以内、小人168,300円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

こと。

- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり576,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 1人当たり 4,300円

- (2) 中学校生徒 1人当たり 4,600円

- (3) 高等学校等生徒 1人当たり 5,000円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり3,400円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり5,300円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及

び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とするこ
と。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の捜索及び救出
- ニ 死体の捜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とするこ
と。

改正文 (平成26年3月31日内閣府告示第20号) 抄
平成26年4月1日から適用する。

改正文 (平成27年3月31日内閣府告示第45号) 抄
平成27年4月1日から適用する。

改正文 (平成28年3月31日内閣府告示第113号) 抄
平成28年4月1日から適用する。

〔そ の 他〕

○火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第267号消防庁長官

最近改正 平成24年 5 月 31 日消防庁第111号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年 4 月 10 日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

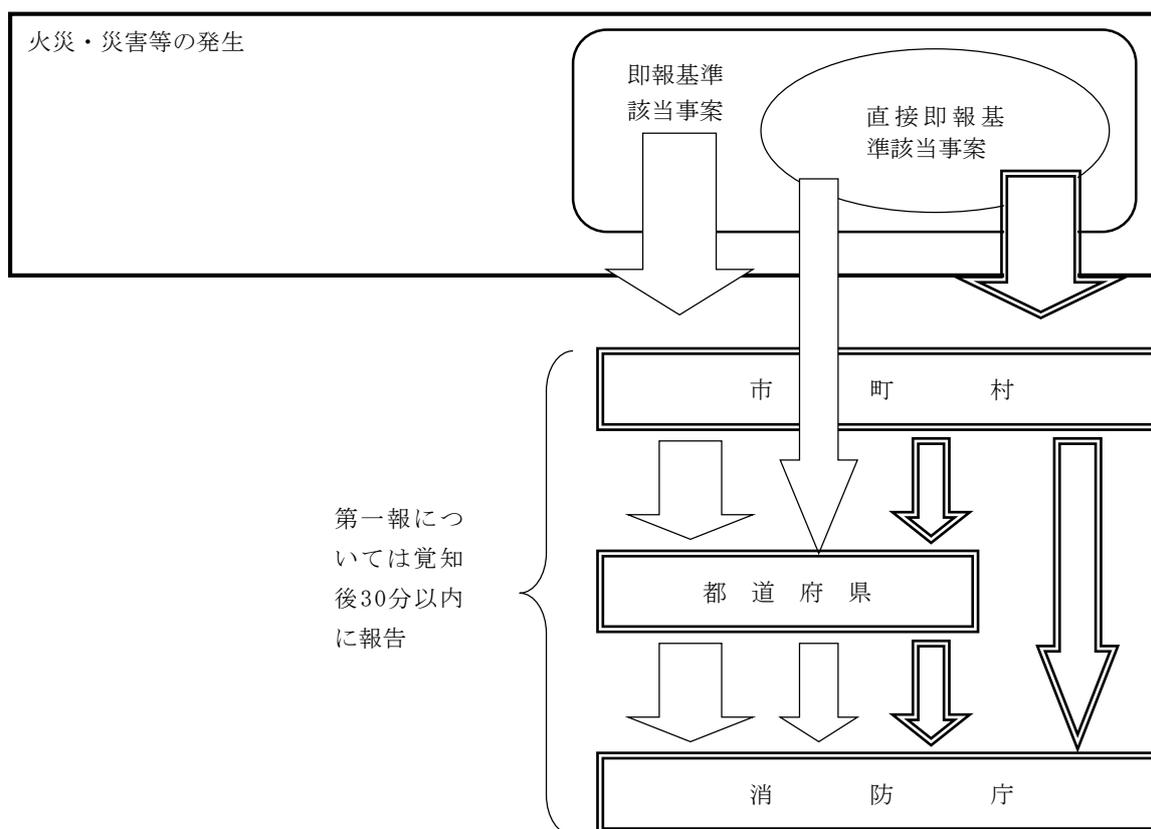
(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式

式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者が3人以上生じたもの

2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- 1) 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替え

ること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状

況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

消防庁受信者氏名 _____
 ※爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者	重症 人 中等症 人 軽症 人				
建物の概要	構造階層			建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	a
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設 の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台人		
		消防団	台人		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)	
	計 人	重症 人 (人)	中等症 人 (人)
	不明 人	軽症 人 (人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 報）

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		（都道府県）			（市町村）				

（注） 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

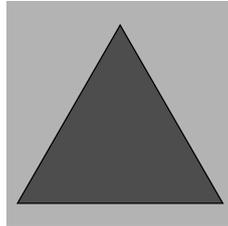
都道府県					区分		被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		第 報		田	流失・埋没	ha		
	(月 日 時現在)					冠 水	ha		
報告者名					畑	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
区分			被害		文教施設	箇所			
						病院	箇所		
人的被害	死者	人			道路	箇所			
	行方不明者	人				橋りょう	箇所		
	負傷者	重傷	人			河川	箇所		
		軽傷	人			港湾	箇所		
住家被害	全壊		棟		の	砂防	箇所		
			世帯			清掃施設	箇所		
			人			崖くずれ	箇所		
	半壊		棟			鉄道不通	箇所		
			世帯			被害船舶	隻		
			人			水道	戸		
	一部破損		棟			他	電話	回線	
			世帯				電気	戸	
			人				ガス	戸	
	床上浸水		棟				ブロック塀等	箇所	
			世帯						
			人						
床下浸水		棟		り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯		り 災 者 数	人				
		人		火災発生	建物		件		
非住家	公共建物	棟		危険物	件				
	その他	棟		その他	件				

区 分		被 害		災等 害の 対設 策置 本状 部況	都 道 府 県			
公 立 文 教 施 設	千円							
農 林 水 産 業 施 設	千円							
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円		災適 用 市 救 助 村 法名	市 町 村			
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
計	団体							
そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況							

※被害額は省略することができるものとする。

○特殊標章及び身分証明書

1 特殊標章



(オレンジ色地に
青の正三角形)

2 身分証明書

国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形

表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身 分 証 明 書 IDENTITY CARD</p>		
<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 __ for civil defence personnel</p>		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as</p>		
<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p>		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information :		
血液型/Blood type _____		

<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

○用 語 集

【あ行】

- あ ○安定ヨウ素剤：放射線障害予防剤の一種
- 安否情報：避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報〔法第94条第1項〕
- う ○受入地域：県域を越える避難において、受入側の知事が決定する、避難住民を受け入れるべき地域〔法第58条第3項〕
- え ○NBC攻撃：核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃
- お ○応急公用負担：行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある〔法第113条〕。
- 応急措置：退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等〔法第112～第114条〕
- 応急の復旧：武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の措置を講ずること〔法第139条〕。

【か行】

- か ○化学剤：化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの（サリン、VX等）
- き ○危険物質等：引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質〔法第103条第1項〕
- 基本指針：武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針〔法第32条第1項〕
- 救援：避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置〔法第75条〕
- （救援）物資：救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）〔法第81条〕
- 救護班：医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うもの
- 緊急交通路：避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要なため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路〔法第155条第1項〕
- 緊急消防援助隊：大規模な地震や特殊災害など広域災害に応援部隊として、県を越えて活動できることを目的に編成され、隊員は全国の消防本部の中から登録されている〔消防組織法第24条の4第1項〕。
- 緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの〔武力攻撃事態対処法第25条〕
- 緊急対処事態対処方針：緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針〔武力攻撃事態

対処法第25条第1項]

- 緊急対処保護措置**：緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第172条第1項、武力攻撃事態対処法第25条第3項第2号〕
- 緊急通行車両**：緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なもの〔法第155条第1項〕
- 緊急通報**：武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報〔法第99条〕
- 緊急物資**：避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材〔法第79条第1項〕
- く ○**国の対策本部**：対処基本方針が定められたときに、対処措置の実施を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を長として設置するもので、正式には武力攻撃事態等対策本部という〔武力攻撃事態対処法第10条第1項〕。
- 国の対策本部長**：国の武力攻撃事態等対策本部の長。内閣総理大臣をもって充てる。正式には武力攻撃事態対策本部長〔武力攻撃事態対処法第11条第1項〕
- け ○**警戒区域**：市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域〔法第114条第1項、第2項〕
- 警報**：武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報〔法第44条〕
- ゲリラ**：軍事組織に属さない勢力
- 現地調整所**：武力攻撃による災害が発生した場合に、現場に到着した関係機関（市町村、県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等）の活動が円滑に実施できるよう、情報の共有や活動の調整を行い、現場における連携した対応が可能とするために、市町村（又は関係機関）が設置するもの
- こ ○**広域応援体制**：都道府県又は市町村の区域を越えた相互の応援体制
- 広域緊急援助隊**：高度な救出救助能力を有し、大規模災害時に広域的に活動する警察の部隊
- 後方医療活動**：災害時において、現地の救護所や医療機関で対応しきれない重症患者などを、対応可能な後方の医療機関に搬送して行う医療活動。災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害拠点病院などで実施される。
- 国際人道法**：武力紛争において、負傷したり病気になった兵士、捕虜、そして武器を持たない一般市民の人道的な取り扱いを定めたジュネーブ諸条約を中心とした様々な条約と慣習法の総称で、国際人道法という個別名称の条約は存在しない。
- 国民**：居住者、滞在者、通過者など、地域にいるすべての者を指す。
- 国民保護措置**：対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼ

す影響が最小となるようにするための措置〔法第2条第3項、武力攻撃事態対処法第22条第1号〕

- 国民保護等派遣**：防衛庁長官が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む。）の要請を受けた場合、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣〔自衛隊法第77条の4〕

【さ行】

- さ ○**災害時優先電話**：災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話
- し ○**自主防災組織**：住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織〔災害対策基本法第5条第2項〕
- 市町村国民保護協議会**：地方自治法第138条の4第3項に基づく執行機関の附属機関であり、市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、市町村国民保護計画を作成するための諮問機関〔法第39条〕
- 市町村国民保護計画**：県国民保護計画に基づき市町村長が作成する市町村の国民の保護に関する計画で、市町村は平成18年度中に作成することとされる〔法第35条〕。
- 指定行政機関**：内閣府及び各省庁など国の中央機関で政令で定めるものとされており、宮内庁を除くほぼ全ての省庁が指定されている〔事態対処法施行令第1条〕。
- 指定公共機関**：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。平成16年9月17日に160法人が指定された〔武力攻撃事態対処法第2条第6号〕。
- 指定地方行政機関**：指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの〔武力攻撃事態対処法施行令第2条〕
- 指定地方公共機関**：都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの〔法第2条第2項〕
山梨県では、平成17年5月26日に次の12機関を指定し、同日付で告示した。
(社)山梨県医師会、(社)山梨県看護協会、山梨県道路公社、
(社)山梨県エルピーガス協会、吉田瓦斯(株)、
(社)日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、(社)山梨県バス協会、富士急行(株)、
(一社)山梨県トラック協会、(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士
- 指定地方公共機関国民保護業務計画**：県国民保護計画に基づき指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画。平成18年度中を目途に県に報告することとされている〔法第36条〕。
- 実費弁償**：県が実施する救援の一環として、県の要請や指示に従って医療を行った医療関係者に対して、県の職務を執行するのに要する費用を償うこと、または償うために支払われる金銭〔法第159条第2項〕

- 収用**：国民保護法では、知事等による避難住民等の救援を目的とした物資の売渡しについて、まず所有者に要請することとされている（要請前置主義）。所有者が正当な理由無く同意しない場合には、国民保護措置に必要な物資などの所有権を取得することができることを収用という〔法第81条第2項〕。収用を行う場合、知事等は公用令書を交付しなければならない〔法第83条第1項、施行令第13条〕。
- 収容施設**：被災者や避難住民を受入れるための施設（応急仮設住宅を含む。）〔法第75条第1項〕
- ジュネーブ諸条約**：
 - ① 1949年のジュネーブ諸条約（ジュネーブ4条約）

武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした条約の総称。日本は1953年4月21日に加入
 - ② ジュネーブ諸条約追加議定書（1977年採択）

武力紛争の形態が多様化・複雑化したことを踏まえ、文民の保護、戦闘の手段及び方法の規制等の点で、ジュネーブ諸条約をはじめとする従来の武力紛争に適用される国際人道法を発展・拡充したもの。国際的な武力紛争に適用される第1追加議定書と非国際的な武力紛争に適用される第2追加議定書がある。条約の承認については、国民保護法をはじめとする有事関連7法とともに国会に提出され、2004年6月14日に承認。同年8月31日に加入し、2005年2月28日に発効した。

国民保護法では、この条約上の規定を踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置を行う者及びそのために使用される場所等を識別させるため、同議定書に規定する特殊標章及び身分証明書を交付及び使用許可することを規定した〔法第158条〕。
- 除染**：人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。
- す ○**水防管理者**：水防法に定める水防管理の主体（市町村等）〔水防法第2条〕
- せ ○**生活関連等施設**：国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で政令で定めるもの〔法第102条第1項〕
- 生活関連物資等**：国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資〔生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第1条〕
- 生物剤**：生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの
- そ ○**相互応援協定**：災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定
- 損害補償**：国民が国や地方公共団体からの要請を受けて、国民保護措置の実施に協力したことにより死亡、負傷等をした場合に、財産的損害と精神的損害等に対して補償すること〔法第160条第1項〕。
- 損失補償**：武力攻撃事態等において、国、地方公共団体が法律の規定に基づき収用その他の処分を行われたことで生じた財産上の損害に対して、通常生ずべき損失を補填するために金

銭その他の財産的給付を行うこと〔法第159条第1項〕。

【た行】

- た ○大規模集客施設：大規模小売店舗立地法で対象とする店舗のうち、店舗の面積が、10,000㎡を超える店舗、観光部から報告があった県内における集客施設
- 対処基本方針：武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針〔武力攻撃事態対処法第9条〕
- 対処措置：対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置〔武力攻撃事態対処法第2条第7号〕
- 退避：目前の危機を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れること〔法第112条第1項〕。
- ダーティーボム：爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾
- 弾道ミサイル：ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイル
- ち ○治安出動：一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第78条〕
- て ○テロ：暗殺などの暴力的な手段で、政治上の自分の主張をおし通そうとする主義。また、その行為
- 武力攻撃事態対処法第25条第1項では、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態等で、国家として緊急に対処することが必要なものを緊急対処事態と定義しており、甚大な被害を生じさせる大規模テロ等で国が認定したものが該当する。
- と ○道路管理者：道路法に定める道路を管理する主体〔道路法第18条〕
- （道路の）利用指針等：武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、道路等の利用に関する指針（特定の者の優先的な利用の確保）〔武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律〕
- 特殊標章：ジュネーブ条約第1追加議定書第66条3に定める文民保護のための特殊標章〔法第158条第1項〕
- 特殊部隊：特別に訓練された兵士により編成された部隊
- 特定物資：救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの〔法第81条第1項〕
- 土地等の使用：避難住民等のために収容施設の供与又は臨時の医療施設の開設を行う場合等に限って、知事は所有者等の同意を得て、土地等の使用することができる〔法第82条第1項〕。相手に正当な理由がないのに同意しないときには、同意なく使用することができる〔法第82条第2項〕。その場合には公用令書を交付する〔法第83条第1項〕。
- トリアージ：一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること。

【は行】

- ひ ○非常通信協議会：人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会〔電波法第74条の2〕
- 避難先地域：国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）〔法第52条第2項第2号〕
- 避難施設：知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設〔法第148条〕
- 避難実施要領：避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの〔法第61条〕
- 避難住民等：避難住民及び武力攻撃災害による被災者〔法第75条第1項〕
- 避難所：避難先地域において、避難住民等を受け入れる避難施設
- 避難措置の指示：国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示〔法第52条第1項〕
- 避難の指示：避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示〔法第54条第1項〕
- 避難誘導：避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと〔法第62条第1項〕。
- ふ ○輻輳：交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること。
- 武力攻撃：我が国に対する外部からの武力攻撃〔武力攻撃事態対処法第2条第1号〕
- 武力攻撃事態：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態〔武力攻撃事態対処法第2条第2号〕
- 武力攻撃予測事態：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態〔武力攻撃事態対処法第2条第3号〕
- 武力攻撃事態等：武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態〔武力攻撃事態対処法第1条〕
- 武力攻撃災害：武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害〔法第2条第4項〕
- 武力攻撃災害の復旧：武力攻撃により被害が生じた施設を被害が生ずる前の状態に完全に復旧すること〔法第141条〕。
- 武力攻撃災害への対処に関する措置：武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置〔法第97条第1項〕
- 武力攻撃事態対処法：「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略
- ほ ○防衛出動：武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第76条〕
- 防護服：放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備
- 防災行政無線：県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム
- 放送事業者：放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2の放送事業者その他の放送

(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。)の事業を行う者。国民保護法に規定された放送事業者の役割は、警報の放送、避難の指示の放送、緊急通報の3つに限定されている。山梨県では放送事業者の自主性、自立性を十分に配慮するという認識に立ち、県内民放3社((株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士)の承諾を得たうえで、平成17年5月26日付で指定地方公共機関に指定し、告示した。

なお、日本放送協会については、平成16年9月17日に武力攻撃事態対処法施行令第3条に規定された指定公共機関として指定されている。

○**保管命令**：救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令(隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止)〔法第81条第3項〕

【や行】

よ ○**要避難地域**：国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域〔法第52条第2項〕

【別添】

○避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）

基本指針の記載（抜粋）

- 市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、日下部警察署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（P32）
- 市は、市民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。（P60）

○ 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載されている「市（町村）の計画作成の基準」（P61）の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

○ 避難実施要領のパターン作成について

市において、平時から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平時から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。平時からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を策定できるようになる点に主眼がある。

このため、平時から避難の指示を行う県と、また避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当課である総務課を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

このような点を前提として、次において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

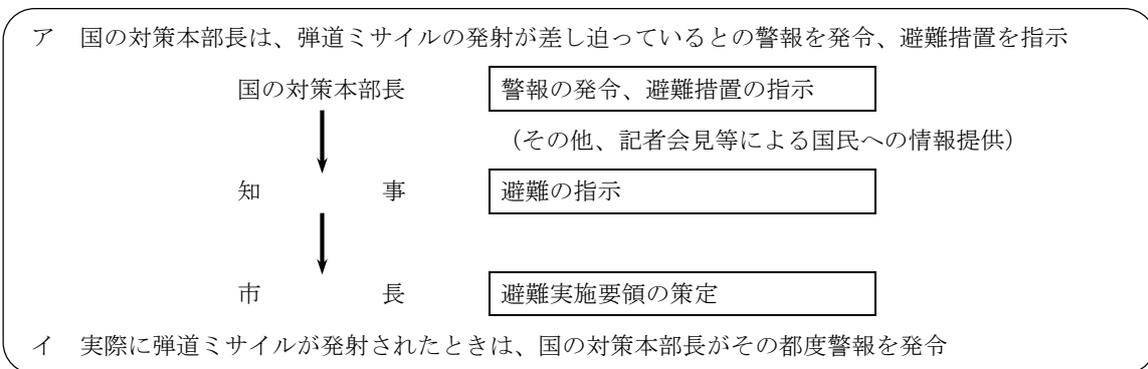
I 弾道ミサイル攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

② 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。

弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ



※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

避難実施要領（一例）

山 梨 市 長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」(P67

参照)が存在する。)

(※) 津波警報発令時に住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要

2 避難誘導の方法

・ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、市担当職員は、市域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 現在国が調査を行っている全国瞬時警報システム(J-alert)が配備された場合には、国において、各市町村の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

- ・ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個人の人々のとるべき対応を周知徹底する(その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気からできるだけ遮断される状態になるように周知する。)
- ・ 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法)に止めるよう周知する。
- ・ 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。)とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品(あれば)を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨

- ・ 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、日下部警察署等に連絡するよう周知すること。
- ・ 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・ 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・ 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するよう協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

II ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定など、住民の安全確保の措置を講じるものとするが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び日下部警察署等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後に、適当な避難先に移動させる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、市の他の執行機関、消防機関、県、日下部警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

武力攻撃事態に応じた避難対応

- 避難に比較的余裕がある場合の対応
「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。
- 昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応
当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、日下部警察署、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。
特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平時から住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

【ゲリラ・特殊部隊による攻撃の特徴】

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

1 比較的時間的な余裕がある場合

避難実施要領（一例）

山 梨 市 長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、本市A・B・C地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った……………。

（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載）

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

（※） 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、A・B・C地区住民約〇〇名を本日15：00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15：30以降、市有車両及び民間大型バスにより、〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における日下部警察署、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

（※） 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

（※） 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、日下部警察署とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡

所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を市対策本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、日下部警察署、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約〇〇名、A公民館、市有車両×4 〇〇バス2台

(イ) B地区

約〇〇名、B公民館、〇〇バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約△△名、C公民館、〇〇バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び△△号を使用）

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う日下部警察署の意見を十分に聴いて決める。

(※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 市担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、市担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、日下部警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 市担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 市担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 市担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 要配慮者については、一般の住民より避難に時間を要することから、「避難支援プラン」を活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、山梨県国際交流協会等に協力を依頼し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 新興住宅地域などにおいては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
 - 市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「要配慮者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
 - a ○○病院の入院患者○名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b △△老人福祉施設入居者○○名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
 - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災担当部局（総務課）・福祉担当部局（福祉事務所）を中心とした横断的な組織として「要配慮者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」（P68参照）を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる

可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、次の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、新興住宅地域など人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護

措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各班の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県消防防災課及び日下部警察署と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県及び市の職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：山梨市役所3階大会議室

オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、状況によっては県及び〇〇市（町村）の支援を受ける。

2 屋間の市街地における突発的な攻撃の場合の避難

避難実施要領（一例）

山 梨 市 長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況

〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある（〇日〇時現在）。

2 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、日下部警察署等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) グリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における日下部警察署、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のグリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

3 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、……………

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する日下部警察署及び自衛隊等の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、日下部警察署、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

4 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。

NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team : 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

5 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

3 市街地における化学剤を用いた攻撃の場合

避難実施要領（一例）

山 梨 市 長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の本市○○1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（○○3丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った……………。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の住民約○○○名について、特に爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○3丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達を求める。また、防護機器を有する日下部警察署、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市の職員の現地派遣

市の職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する日下部警察署、消防機関等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 市担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防団車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、市担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、日下部警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 市担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 市担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各班の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：山梨市役所3階大会議室

イ 現地調整所設置場所：〇〇

Ⅲ 着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

② このように、平時から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、県と連携して検討を進めていくこととする。

IV 避難誘導における留意点

1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の市街地における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、日下部警察署、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 市街地での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平時から住民が緊急時に、いかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び要配慮者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、国の対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に国民保護法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、市の他執行機関、消防機関、県、日下部警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市対策本部は、市域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担っているが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じたときなどは、現地調整所に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また、現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の策定や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、上記の「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 要配慮者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平時から十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の要配慮者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、次の要配慮者支援措置を講じていくことが適当と考える。
 - ① 防災担当部局（総務課）・福祉関係部局（福祉事務所と保健課）を中心とした横断的な組織としての「要配慮者支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人一人の避難行動要支援者のための「避難支援プラン」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等） 等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が不可欠となるが、把握・共有に当たっては次の方法がある。

同意方式	住民一人一人と接する機会をとらえて避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知した上で、)自ら登録を希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要配慮者の特定をせずに取り組むと、避難行動要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、「山梨市個人情報保護条例」中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局(福祉事務所)と防災関係部局(総務課)とで情報共有し、分析の上、避難行動要支援者を特定する方式	情報共有の結果特定される避難行動要支援者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要

※ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)より平成25年度災害対策基本法改正により、一部用語を修正

5 安全かつ一定程度の規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、日下部警察署等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること(自主防災組織等には特殊標章の交付も)。
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。

- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平時から学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要となっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間市街地において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。2005年4月25日に発生した尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平時からの啓発を強化する必要がある。
- 各市町村においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平時から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。
- 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

○避難実施要領のイメージ

避難実施要領（案）

山梨県山梨市長

○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

本市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 本市A1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・その他）

バスの場合：本市A1地区の住民は、市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：本市A1地区の住民は、○○鉄道△△線C駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、C駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はD通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、本市の職員及びB市の職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

・・・・以下略・・・・

- (2) 本市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、次に示す要員及びその責任者等について、市の職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、福祉関係者との連携の下、自主防災組織や自治会などに対し、市の職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れ

た非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は、次のとおりとする。

市対策本部 担当 △山○男

T E L 0553—××—×××× (内線××××)

F A X 0553—××—××××

・・・・以下略・・・・